

Green Leaves

TOKYO GREEN
LAW OFFICE



残暑お見舞い申し上げます

当事務所は、平成12年12月に9名の弁護士が集結して設立されました。

これまで多くの皆様にご支援いただき、

より高度なリーガルサービスの提供を目指し邁進して参りましたが、

今般、情報提供の一環として、事務所報を発行する運びとなりました。

法律改正や判例等の時事問題をお知らせし、併せて各弁護士を紹介させていただき、

事務所の雰囲気をお伝えしたいと思っております。

第1号として、今回は伊豆隆義弁護士による「原子力損害賠償の概略」、

川原奈緒子弁護士による「民法（債権関係）の見直しについて」、

さらに古川史高弁護士と新森圭弁護士を紹介させていただきます。

今後も、定期的に有益な情報をご提供し、

少しでも皆様のお役にたつサービスを充実させて参ります。

東京グリーン法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1-7-13 ナンサ虎ノ門ビル8階

TEL (03) 5501-3641 FAX (03) 5501-3648

<http://www.greenlaw.ne.jp>

2013/8

Vol. 1

東京弁護士会の副会長を経験して



弁護士 古川 史高

昨年4月1日、東京弁護士会の副会長に就任いたしました。

東京弁護士会は、会長と6人の副会長の合議で会務を進めていき

ますが、会務の幅がとても広いため、退任する今年の3月まで、ほとんど弁護士会に常駐しておりました。

会全体の管理・運営、会員（約7,000名）の指導・監督、会内委員会への出席などの他、他の弁護士会との交流、裁判所・検察庁との交流など、様々な会務を通じ、大変貴重な経験を積ませていただきました。

この経験を今後の弁護士活動に生かしていきたいと思っております。

原子力損害賠償の概略



弁護士 伊豆 隆義

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの方が避難を強いられ、また、営業を停止させられています。そこまでいかずとも、健康に不

安を覚え、風評被害も含めた逸失利益が発生している方が多数いらっしゃいます。以下では、原子力発電所の事故による損害についての概要をまとめてみました。

原子炉等原子力施設で発生した原子力損害は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「法」と言います。）により、電力会社など原子力事業者が、過失の有無にかかわらず、賠償責任を負います（無過失責任・法3条）。科学技術の最先端の原子力事業につき、原子力事業者の過失を立証することは難しく、公平の見地から無過失責任としました（但し免責事由あり。）。また、原発メーカーなど原子力事業者以外の者は、賠償責任を負いません（賠償責任者の集中・法4条）。

そこで、東京電力に損害賠償を請求する場合もっぱら原子力損害にあたるかが問題となります。原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用、又は毒性的作用により生じた損害ですが、法は、「損害」に特別の定義をおかず、相当因

果関係の範囲内の損害といえれば、原子力損害にあたります。なお、政府・原子力損害賠償審査会が、賠償の範囲について指針を出しています。福島第一原子力発電所の事故では、その被害範囲が広範に広がったこともあり、政府は、裁判手続を経ずに原子力損害賠償を請求できる仕組として、原子力損害賠償紛争解決センターを設置しました。同センターでも和解解決のための総括基準を発表しています。しかし、今般の事故で受けた被害は金銭で補うことは不能であり、これらの指針や基準も被害回復の一助に留まっています。私は、これらの基準にとらわれることなく、原発被害者の皆さんに、少しでも被害の回復がなされていくことを強く願っています。



民法(債権関係)の見直しについて



弁護士 川原 奈緒子

現在、法制審議会民法(債権関係)部会では、民法のうち債権関係の規定について、民法第3編「債権」の規定のほか、同法第1編「総則」のうち第5章

(法律行為)、第6章(期間の計算)及び第7章(時効)の規定の見直しが図られています。本年2月には、民法改正の叩き台となる中間試案が発表されました。改正の検討対象となる論点は多数かつ広汎に渡っており、いまだ検討の中途段階にありますが、以下、その中のごく一部について簡単にご紹介致します。

1 消滅時効について

現行民法は債権の消滅時効期間を原則10年と規定し(民法167条1項)、特定の職業に関連して発生する債権については短期消滅時効の制度を設け、3年・2年・1年という短期の消滅時効を規定しています。

中間試案においては、この短期消滅時効制度の廃止が提言されています。

2 法定利率について

現行民法は法定利率を年5パーセントに固定しています(民法404条)。しかし、低金利の経済状況が長期間継続していることから、法律と市場経済との不一致が指摘されて

いました。これを受けて、今回の改正では法定利率の引き下げが検討されています。

具体的には、法改正時の法定利率を年3パーセントとし、その後年1回に限り、基準貸付利率の変動に応じて0.5パーセント刻みの変動制に改定する方法が検討されています。

3 個人保証について

現行民法下では、個人が親族・友人等から懇願され、やむを得ず保証の危険性を理解しないまま保証人になった結果、その想定を超える債務を負担することになり、保証人自身の生活の破綻を招来する事態が問題となっていました。

中間試案では、個人が保証人となる一定の種類の保証契約を一律無効とすること、事業者の保証人になろうとする個人に対する契約締結時の説明義務や情報提供義務、契約締結後の主たる債務の履行状況に関する情報提供義務などを規定することが検討されています。

4 約款について

約款は取引において重要な内容が記載されていますが、民法には何ら規定がありませんでした。そこで、約款を用いた取引において、取引内容の安定性を確保する目的等から、約款を契約内容とするための要件について規定化することが検討されています。

民法は我が国における取引の基本となる法律です。今後も、今回の改正についての議論は継続予定であり、審議の動向に注視する必要があります。

もう半年？ まだ半年？

弁護士 新森 圭

弁護士として登録してから半年が経ちました。この半年間、カレンダーをめくるたびにもう一か月!?の繰り返しであったという間でしたが、同期と机を並べて研修を受けていた去年のことはもはや遠い過去の記憶に…時間の流れが

よく分からなくなっています。日々の仕事をこなしていくだけにならないよう、初心を忘れず、「依頼者に寄り添うことのできる弁護士」を目指して日々精進していければと思っています。



近況報告



弁護士 古川 史高

今年、弁護士登録満30年を迎えました。昨年は、東京弁護士会の副会長ということで、事務所を留守にすることが多くご迷惑をお掛けしました。



弁護士 伊豆 隆義

弁護士25年、独立20年目。明渡・賃料増減等の不動産、請負などの建築、債権回収等幅広く取扱。原子力賠償も。(公財)日弁連交通事故相談センター東京支部委員長。



弁護士 岩田 修

当事務所を開設した当時(2000年末)には、事務所の弁護士の中で若い方から数えて3番目でしたが、気が付けば若手弁護士から年寄り扱いされるようになってしまいました。まだまだ、元気です。



弁護士 井崎 淳二

私の息子も4歳になり、我が家が手狭になってきたので、保育園のそばに引っ越すことにしました。息子中心の生活設計をしています。



弁護士 梶浦 明裕

先日ご縁で大学病院で手術見学をしました。具体的なイメージが持てたこと、何より医療の崇高さと医療スタッフに対する尊敬の念を再認識したことが大きな収穫です。



弁護士 阿部 泰彦

仕事もゴルフもナイスショットでいきたい。でも、そう上手くいかないのは両方同じ。そんな時は、黙々と歩き、黙々と打つだけ、これもまた同じと考えております。



弁護士 川原 奈緒子

ゴルフ歴1年となりました。なかなか上達しない腕前に、四苦八苦の週末です。少しずつでも、スコアを伸ばせるよう頑張りたいと思います。



弁護士 新森 圭

先日29歳の誕生日を迎えました。20代も残すところあとわずか！最近ゴルフを始めたのですが、せめて年齢の4倍は切りたいものです…。

江守英雄弁護士が、6月末日を以って退所致しました。今後は、倒産法の専門的研究を行うため、奥野総合法律事務所にて業務にあたります。当事務所在籍中にはご厚誼を賜り、ありがとうございました。



弁護士 渥美 三奈子

子供の頃習った日本舞踊を再開して18年です。一向に上手くなりませんが、良い師匠に恵まれて、ストレス解消になります。



弁護士 工藤 研

遅ればせながら、huluを導入してみました。使用している中で、色々不満はあるものの、便利な世の中になったと改めて実感しています。



弁護士 宮島 佳範

昨年は弁護士会若手団体の役員、今年は新人研修の指導担当。「青くさい初心を忘れないで」と、自省を込めて伝えています。



弁護士 高平 めぐみ

先日夫が40℃の高熱を出しダウン。何だかんだで、結局1ヶ月ほど家事育児を自分だけでやることになり、1人で子育てする大変さを味わいました…。



弁護士 堀田 和宏

最近、スマートフォンのアプリケーションを利用したスケジュール管理を始めました。ペーパーレス時代の到来は、もう遠くないところまで来ているみたいです。



弁護士 山口 秀雄

おかげさまで弁護士5年目を迎えることができました。初心に返り業務を行うこと、そして夜型から朝型に生活を切り替えることが、今年の決意です。



弁護士 工藤 杏平

今年でサッカー歴が24年になりました(5歳から始めました)。どんなに仕事が忙しくても、週に1回は「ボールを蹴る日」を作るようにしています。

川森憲一弁護士が、去る3月12日、かねてより病氣療養中のところ、薬石効なく、63歳にて永眠致しました。故人は、その明るい人柄で当事務所を発足当初よりリードしてきました。当事務所といたしましては、ただただ、故人の志を誠心誠意受け継いで参りますことで、故人の冥福を祈り、回向にかえたいと思っております。故人の生前に賜りました永年のご厚情に対しまして、当事務所として、重ねて深く御礼申し上げます。



事務局便り

事務所開設14年目。初の事務所報発行に新風が吹き込むのを感じます。慌ただしい日々の中、フレッシュな気持ちで、丁寧かつ迅速に弁護士のサポートに努め、お客様には親切な対応を心掛けご満足いただけるよう、事務局一同、気を引き締め、さらに精進して参りたいと思います。(染谷)